

## 議第160号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

### 1 概要

現在の市道北堀線等の道路用地として、旧大長村（現呉市豊町大長地区）が昭和22年から昭和24年にかけて呉市豊町大長字船津，字堂之尻<sup>どうのじり</sup>及び字天井開地<sup>てんじょうがいち</sup>の公有水面で行った無願埋立てについて、広島県が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の規定に基づき原状回復義務免除をしました。

これを受けて、当該新たに生じた土地を確認し、あわせて隣接する字の区域に編入するものです。

### 2 区域

新たに生じたことを確認する土地の位置及び面積，生じた理由並びにこれらを編入する字の区域は，次の表のとおりです。

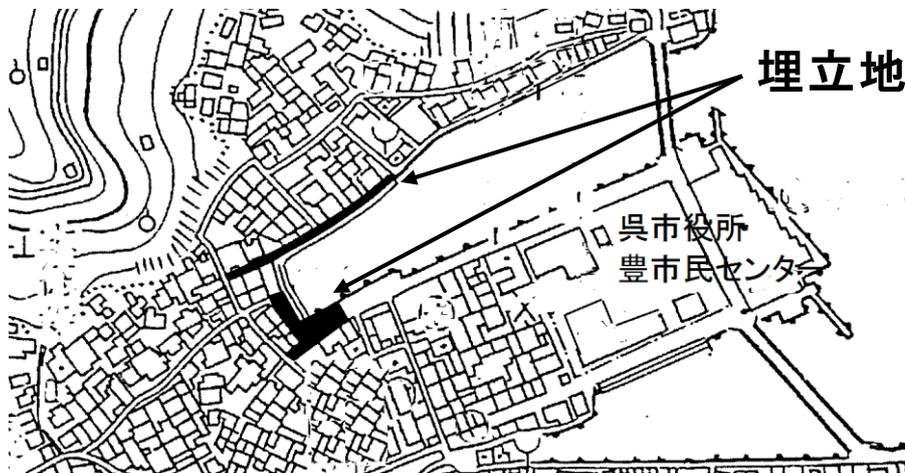
確認する土地			新たに土地の生じた理由	編入する字
番号	位置	面積		
①	呉市豊町大長字船津 5931の4から乙 5984の5を経て 5938の11に至 る地先	497.06 m <sup>2</sup>	公有水面埋立法第36条 において準用する同法第 35条第1項ただし書の 規定による公有水面無願 埋立てにおける原状回復 義務の免除	呉市豊町大 長字船津
②	呉市豊町大長字堂之 尻5915の43か ら5927を経て乙 5928に至る地先	650.76 m <sup>2</sup>		呉市豊町大 長字堂之尻
③	呉市豊町大長字天井 開地5905の1か ら5905の3を経 て乙5905に至る 地先	28.76 m <sup>2</sup>		呉市豊町大 長字天井開 地

### 3 位置図

S = 1 : 10,000



S = 1 : 5,000



4 埋立て・字区域変更平面図

S = 1 : 1, 000

